

田原市ごみ中継施設整備工事

【公募型プロポーザル実施要領書】

令和4年10月

愛知県田原市

目 次

1 目的	-1-
2 公募型プロポーザル実施要領書の定義	-1-
3 本工事の概要	-1-
(1) 整備工事の概要	-1-
(2) 整備場所	-1-
(3) 施設概要	-1-
(4) 発注方式	-1-
(5) 工事範囲	-2-
(6) 業務分担	-2-
(7) 契約期間	-2-
(8) 予算概要等	-2-
4 事業者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項	-4-
(1) 募集及び選定方法	-4-
(2) 募集及び選定のスケジュール	-4-
(3) 募集手続き等	-5-
(4) プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件	-8-
(5) 優先交渉権者等の選定	-11-
(6) 提示条件	-12-
5 失格条件	-13-
6 その他公募型プロポーザルの実施に必要な事項	-13-
(1) 情報の公表	-13-
(2) 担当窓口	-13-

【別添資料】

- 別添資料 1 発注仕様書
- 別添資料 2 優先交渉権者決定基準書
- 別添資料 3 提案様式集

1 目的

田原市（以下「本市」という。）が、田原市ごみ中継施設整備工事（以下「本工事」という。）について、公平性及び競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、価格のみでなく技術的に最適な事業者を決定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するものである。

2 公募型プロポーザル実施要領書の定義

公募型プロポーザル実施要領書は、本工事を実施するにあたり、公募型プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）を対象に配付するものであり、プロポーザルに参加することを希望する者（以下「プロポーザル参加希望者」という。）が、プロポーザル条件を遵守しプロポーザル手続きを行うために定めるものである。

なお、公募型プロポーザル実施要領書とあわせて公表する別添資料1「発注仕様書」、別添資料2「優先交渉権者決定基準書」、別添資料3「提案様式集」は、本書と一体のもの（以下「公募型プロポーザル実施要領書等」という。）である。

3 本工事の概要

（1）整備工事の概要

本市及び豊橋市は、国及び愛知県の方針に基づき、令和7年4月からごみ処理広域化を開始し、本市の可燃ごみ及び生ごみを豊橋市内の処理施設にて処理する予定をしている。

それに伴い、本市においては、市民や事業者が従来より遠方の豊橋市内までごみを運搬するような市民サービスの低下がおきないように、また、処理施設までの交通渋滞の抑制やCO₂排出量の低減を図るため、令和6年度末までに田原リサイクルセンター（炭生館）の敷地内にごみ中継施設を整備することとした。

可燃ごみについては、令和7年度から新施設稼働までの間、既存の豊橋市資源化センターで処理する。また、生ごみについては、令和7年度から豊橋市バイオマス利活用センターで処理を開始するものとする。

（2）整備場所

住 所：愛知県田原市緑が浜二号2番地91（都市計画区域内、工業専用地域）

（3）施設概要

施設名称：田原市ごみ中継施設

敷地面積：11,361.88 m²（工事範囲 約2,854 m²）

施設規模：50t/日（可燃ごみ 約40t/日、生ごみ 約10t/日）

（4）発注方式

本工事の発注方式は、本市が公募型プロポーザルを実施し、施設配置・動線計画、ライフサイクルコストの低減、施設の運営管理、保守点検、修繕、アフターサービス体制等、周辺環境への配慮及び災害時の対応に関する技術提案を受け、事業者が、施設の実施設計及び整備工事を一括して行う「設計・施工一括発注方式（性能発注方式）」とする。

(5) 工事範囲

本工事の工事範囲は以下のとおりとする。また、各項目について、工事に伴う設計業務を含むものとする。

1) 機械設備工事

- ア 受入供給設備
- イ 積替・搬出設備（コンテナ・コンテナ運搬車両を含む。）
- ウ 集じん・脱臭設備
- エ 電気計装設備
- オ 給水設備
- カ 排水設備
- キ 雑設備

2) 土木建築工事

- ア 建築工事
- イ 建築電気設備工事
- ウ 建築機械設備工事
- エ 外構工事
- オ 仮設搬出入路工事

3) その他

- ア その他工事
- イ 試運転及び運転指導

4) 工事対象外（本工事の範囲に含まれないもの）

- ア 地下掘削に伴い廃棄物に遭遇した場合、廃棄物の撤去・処理・処分
- イ 土壌汚染対策工事（土壌汚染が確認された場合）

(6) 業務分担

本工事等に係る業務分担は、表1のとおりとする。

(7) 契約期間

本工事の契約期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月14日までとする。

(8) 予算概要等

本工事に係る予算は令和4年第4回定例会（令和4年12月）の議決を予定している。

本工事に係る予算が可決・成立しない場合は、契約手続及び本工事の執行は行わない。また、予算の減額があった場合には、発注仕様書等を変更することがある。

なお、これにより、プロポーザル参加者又は優先交渉権者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しないものとする。

表 1 業務分担表

(○：主、△：副)

業務区分	業務内容	分担		備考
		市	事業者	
計画管理	施設整備全体に関する計画	○		
施設整備に係る手続き	国交付金等の申請	○	△	副分担は資料作成等の補助を行う。
住民対応	住民説明会等の対応	○	△	副分担は資料作成等の補助など、必要に応じた対応を行う。
設計	設計に係る許認可手続き	△	○	副分担は連絡等の補助を行う。
	実施設計		○	
	設計監理	○		
建設、整備	工事に係る許認可手続き	△	○	副分担は連絡等の補助を行う。
	施工		○	
	施工管理		○	
	工事監理	○		
試運転、性能試験	ごみの搬入、搬出、処分	○		
	施設に配置する人員確保	○		
	前項以外の用役費等の試運転・性能試験・運転指導に必要なすべての経費		○	
施設管理	施設設置者としての施設管理	○		
施設運営	引渡後の施設運営	○		

4 事業者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項

(1) 募集及び選定方法

募集及び選定にあたっては、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、本工事の実施に係る価格及び技術提案書類の提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

(2) 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね表3のとおりとする。

表3 募集及び選定のスケジュール

日程		内容
令和4年	10月 7日 (金)	プロポーザル公告、公募型プロポーザル実施要領書等の公表
	10月 7日 (金) ~ 10月14日 (金)	現地調査の受付
	10月18日 (火) ~ 10月20日 (木)	現地調査
	10月 7日 (金) ~ 10月21日 (金)	公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問の受付
	10月27日 (木) 頃	公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問への回答の公表
	10月27日 (木) ~ 11月 2日 (水)	プロポーザル参加表明書等の受付 (第一次審査)
	11月 7日 (月) 頃	プロポーザル参加資格審査結果の通知
	11月 7日 (月) ~ 11月11日 (金)	対面的対話における確認事項の受付
	11月15日 (火)	対面的対話の実施
	11月18日 (金) 頃	対面的対話における確認事項への回答の公表
	11月 7日 (月) ~ 11月25日 (金)	技術提案書類の受付 (第二次審査)
	12月15日 (木)	提案者ヒアリング
	12月19日 (月) 頃	第二次審査結果の通知、優先交渉権者の決定及び公表
令和5年	2月上旬頃	仮契約締結
	2月上旬頃	審査講評の公表
	3月下旬頃	議会議決
	4月上旬頃	本契約締結

※公募型プロポーザル実施要領書等の公表は、本市ホームページにおいて行うものとする。

※天災その他の事由によって審査、選定、決定及び契約を行うことができないときは、日程を変更・延期するものとする。

(3) 募集手続き等

1) 現地調査

本市は、プロポーザル参加希望者に対して現地調査を許可する。

現地調査を希望できる者は、プロポーザル公告時点において公募型プロポーザル実施要領書「4-(4)-1)及び2)」の要件すべてを満たしている事業者に限る。

○提出方法：別添資料3「提案様式集」の「現地調査申請書(様式1-1)」に、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。
なお、メールタイトルは「現地調査申請」と明記すること。電子メールを送付後電話により着信の確認を行うこと。

○提出先：田原市 市民環境部 廃棄物対策課 資源循環係
電子メール：haikibutsu@city.tahara.aichi.jp

○提出期限：令和4年10月7日(金)～令和4年10月14日(金)
(10月14日(金)午後5時必着のこと)

○現地調査：令和4年10月18日(火)～10月20日(木)に行う予定とするが、事業者が行う日時は、別途、本市が通知する。通知方法は、電子メールを予定している。
また、調査は担当者の指示に従い、質問は一切受け付けない。

2) 公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問の受付

公募型プロポーザル実施要領書等に記載された内容に関する質問を受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

○提出方法：別添資料3「提案様式集」の「公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問書(様式1-2)」に、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。
なお、メールタイトルは「公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問」と明記すること。電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

○提出先：田原市 市民環境部 廃棄物対策課 資源循環係
電子メール：haikibutsu@city.tahara.aichi.jp

○提出期間：令和4年10月7日(金)～10月21日(金)
(10月21日(金)午後5時必着のこと)

なお、質問の提出を行った事業者に対して、質問内容に関するヒアリングを実施する場合がある。

3) 公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問の回答の公表

公募型プロポーザル実施要領書等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和4年10月27日(木)を目途に本市ホームページにて公表するが、個別に回答は行わないものとする。

なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

4) プロポーザル参加表明書等の受付（第一次審査）及び参加資格審査結果の通知

プロポーザル参加希望者は、本事業に関するプロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査に必要な書類を提出すること。

なお、提出書類の作成については、別添資料3「提案様式集」に従うこと。

- 提出方法：別添資料3「提案様式集」に従って、「第一次審査（資格審査）に関する提出書類」を作成し、提出すること。また封筒の表に「田原市ごみ中継施設整備工事に係る第一次審査（プロポーザル参加資格審査）書類在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。
- 提出部数：「提案様式集」2ページ【提出書類一覧】を参照のこと。
- 提出先：田原市 市民環境部 廃棄物対策課 資源循環係（田原市役所南庁舎2階）
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1
- 提出期間：令和4年10月27日（木）～11月2日（水）
期間中の土日祝日を除く平日午前9時～午後5時（正午～午後1時までの時間を除く）
なお、郵送する場合は、令和4年11月2日（水）午後5時必着のこと。

プロポーザル参加資格審査の結果は、すべてのプロポーザル参加希望者に対して電子メールにより令和4年11月7日（月）を目途に通知する。

なお、プロポーザル参加資格審査を通過しなかったプロポーザル参加希望者は、本市に対し、その理由について、次のとおり、書面により説明を求めることができる。

- 提出方法：書面により説明要求書（任意様式）を提出すること。また、封筒の表に「田原市ごみ中継施設整備工事に係る説明要求書在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。
- 提出先：田原市 市民環境部 廃棄物対策課 資源循環係（田原市役所南庁舎2階）
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1
- 提出期間：令和4年11月7日（月）～11月15日（火）
期間中の土日祝日を除く平日午前9時～午後5時（正午～午後1時までの時間を除く）
なお、郵送する場合は、令和4年11月15日（火）午後5時必着のこと。

5) プロポーザルの辞退

プロポーザル参加資格審査の結果を送付されたプロポーザル参加者が、プロポーザルを辞退する場合は、別添資料3「提案様式集」の「プロポーザル辞退書（様式2-8）」を次のとおり提出すること。

- 提出方法：別添資料3「提案様式集」の「プロポーザル辞退書（様式2-8）」に、必要事項を記入の上、提出すること。また封筒の表に「田原市ごみ中継施設整備工事に係るプロポーザル辞退書在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。
- 提出部数：「提案様式集」2ページ【提出書類一覧】を参照のこと。
- 提出先：田原市 市民環境部 廃棄物対策課 資源循環係（田原市役所南庁舎2階）
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1
- 提出期間：令和4年11月7日（月）～11月25日（金）
期間中の土日祝日を除く平日午前9時～午後5時（正午～午後1時までの時間を除く）
なお、郵送する場合は、令和4年11月25日（金）午後5時必着のこと。

6) 対面的対話の実施

本市及びプロポーザル参加資格を有する旨の通知を受けたプロポーザル参加者は、必要に応じて、以下のとおり、個別に対面的対話を行うことができる。

- 申込方法：別添資料3「提案様式集」に従って、「対面的対話への参加申込書（様式3-1）」及び「対面的対話における確認事項（様式3-2）」に、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。
なお、メールタイトルは「対面的対話への参加申込書」と明記すること。電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。
- 提出部数：「提案様式集」2ページ【提出書類一覧】を参照のこと。
- 提出先：田原市 市民環境部 廃棄物対策課 資源循環係
- 提出期間：令和4年11月7日（月）～11月11日（金）
（11月11日（金）午後5時必着のこと）
- 実施日：令和4年11月15日（火）（予定）
- 実施方法：内容は、実施要領書等の内容についての確認を中心とし、提案自体に対する助言評価は行わない。時間等については、別途、本市が指定する。また、対面的対話は、各プロポーザル参加者の独自ノウハウに関する内容を含む可能性があることなどから、非公開で実施する。
なお、事業者選定の公平性を確保する観点から、対話の結果（議事録）は原則として公表する。ただし、プロポーザル参加者の固有のノウハウ等に基づく内容については、公表しない場合がある。

7) 技術提案書類の受付（第二次審査）

プロポーザル参加資格審査通過者に対し、公募型プロポーザル実施要領書等に基づき本工事に係る計画内容を記載した技術提案書類及び見積書の提出を求める。

なお、技術提案書類の作成については、別添資料3「提案様式集」に従うこと。

- 提出方法：別添資料3「提案様式集」に従って、「第二次審査（提案審査）に関する提出書類」を作成し、提出すること。また紙袋又はダンボール箱に「田原市ごみ中継施設整備工事に係る第二次審査（技術提案書類審査）書類在中」と朱書きして持参すること（郵送不可）。※持参の事前に提出日時を連絡すること。
- 提出部数：「提案様式集」2ページ【提出書類一覧】を参照のこと。
- 提出先：田原市 市民環境部 廃棄物対策課 資源循環係（田原市役所南庁舎2階）
愛知県田原市田原町南番場30番地1
- 提出期間：令和4年11月7日（月）～11月25日（金）
期間中の土日祝日を除く平日午前9時～午後5時（正午～午後1時までの時間を除く）
11月25日（金）は午後4時まで

8) 提案者ヒアリング

技術提案書類を提出したプロポーザル参加者に対して、提出された提案書類の内容に関するヒアリングを実施する。実施日は令和4年12月15日（木）とし、時間・場所については、別途、本市が指定する。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じられない場合は、プロポーザル参加資格を取り消すものとする。

(4) プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件

1) プロポーザル参加者の参加資格要件

プロポーザル参加者は、参加表明書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

ア プロポーザル参加者は、単独企業であること。

イ プロポーザル参加者は、当該本店、支店、営業所等が田原市への入札参加資格の登録をしていること。

ウ プロポーザル参加者は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる建設工事の種類のうち、「清掃施設工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

エ プロポーザル参加者は「清掃施設工事」について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が800点以上であること（プロポーザル参加表明書の提出日に有効期限内であること。）。

オ プロポーザル参加者は、建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者を、工事着手届の提出後、専任かつ常駐で配置すること。なお、配置する主任技術者又は監理技術者については、プロポーザル参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

カ 主任技術者又は監理技術者は、建設業法第7条第1号又は同第15条第1号の規定による経營業務の管理責任者及び建設業法第7条第2号又は同第15条第2号の規定による営業所の専任技術者でないものであること。

キ プロポーザル参加者は、官公庁（一部事務組合、広域連合等を含む。）発注のごみ中継施設又は清掃施設工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、参加表明書の受付日から起算して過去10年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、特定建設工事共同企業体としての工事実績については、代表企業としての実績に限る。

2) その他の参加資格要件

プロポーザル参加者は、参加表明書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

- ア 田原市への入札参加資格の登録があり、入札参加資格者登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- オ 本件に係る公告日から請負契約を締結するまでの間に、田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けている者でないこと。
- カ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務への参加表明前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者でないこと。
- キ 田原市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）に規定する暴力団等でないこと。
- ク 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者でないこと。
- ケ 本市の発注支援業務等を受託している者と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、または、その出資の総額の100分の20を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

なお、本工事において発注支援業務等を行う者は、以下のとおりである。

- ・株式会社日産技術コンサルタント

3) 参加表明書の受付日以降の取扱い

プロポーザル参加資格を有すると認められたプロポーザル参加者が、参加表明書の受付日以降にプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 参加表明書の受付日から優先交渉権者決定日までの間に、プロポーザル参加者にプロポーザル参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該プロポーザル参加者は、原則として失格とする。
- イ 優先交渉権者決定日の翌日から契約の締結に係る議会の議決日までの間に、優先交渉権者がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、本市は、優先交渉権者と契約を締結しない。この場合において、本市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4) 提出書類の取扱い、著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取り扱いは、次に示すとおりとする。

ア 著作権

本工事に関する提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本工事の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、本市は提案書類の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本工事の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

5) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、プロポーザル参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

6) プロポーザル参加者の複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、1つの提案しか行うことができない。

7) 使用言語及び単位、時刻

プロポーザル参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 優先交渉権者等の選定

1) 優先交渉権者等の選定方法

優先交渉権者及び次点優先交渉権者候補者(以下「優先交渉権者等」という。)の選定方法は、各プロポーザル参加者からの本工事の実施に係る価格(以下「見積価格」という。)及び技術提案書類の提案内容等について、総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合であっても、公募型プロポーザルは成立するものとする。

※次点優先交渉権者候補者：公募型プロポーザル方式において、優先交渉権者となったプロポーザル参加者の次に総合評価点が高かった者。

2) 選定委員会の設置

本市は、審査実施にあたって、田原市ごみ中継施設整備工事プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置する。

3) 審査の内容

ア 審査の内容

選定委員会において、優先交渉権者決定基準書に基づき見積価格及び技術提案書類を総合的に評価し、優先交渉権者等を選定する。

イ 審査事項

審査項目は、別添資料2「優先交渉権者決定基準書」を参照すること。

ウ 優先交渉権者等の決定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者等を決定する。

エ 審査結果及び評価公表

①優先交渉権者の決定・公表、審査講評の公表

本市が優先交渉権者等を決定した場合は、全てのプロポーザル参加者に対して当該プロポーザル参加者の合否について通知するとともに、「審査講評」、「プロポーザル参加者」、「優先交渉権者等」等を、本市ホームページにおいて公表する。

②審査結果の無効

プロポーザル参加資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が優先交渉権者等となった場合には、その審査結果は無効とする。

③苦情の申立て

プロポーザル参加者は、審査結果について、次のとおり、書面により説明を求めることができる。

○提出方法：書面により説明要求書(任意様式)を提出すること。封筒の表に「田原市ごみ中継施設整備工事に係る説明要求書在中」と朱書きして持参すること。

○提出先：田原市 市民環境部 廃棄物対策課 資源循環係(田原市役所南庁舎2階)
愛知県田原市田原町南番場30番地1

○提出期間：令和4年12月19日(月)～12月28日(水)

期間中の土日祝日を除く平日午前9時～午後5時(正午～午後1時までの時間を除く)

オ 事務局

選定委員会の事務局は、田原市市民環境部廃棄物対策課資源循環係とする。

(6) 提示条件

1) 見積限度額

1,625,027,800 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2) 請負契約の締結等

ア 予想されるリスクと責任分担

施設の設計及び建設に係る責任は、工事請負者が負うものとし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負う。ただし、その責任の所在が明らかでない場合は、本市と工事請負者が協議のうえ、決定する。

なお、責任分担の具体的内容については、工事請負契約で定める。

イ 請負契約の締結

本市は、優先交渉権者とプロポーザル公告時に公表する公募型プロポーザル実施要領書等に基づき請負契約に関する協議を行い、令和5年2月上旬頃に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は、本市議会における議決を経て本契約（令和5年4月上旬頃）となる。本市議会における議決は、令和5年3月下旬を予定している。

①契約手続

優先交渉権者と本工事の詳細内容の協議を行い、協議が成立した場合には当該優先交渉権者と仮契約を締結する。ただし、本市議会における本契約の議決までの間において、優先交渉権者が「5 失格条件」に該当した場合、又は協議が整わない場合や事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、次点優先交渉権者候補者と契約交渉を行うものとする。その場合、公募型プロポーザル実施要領書等における「優先交渉権者」に係る各規定は全て「次点優先交渉権者候補者」に読み替えて、各規定を適用する。

②契約金額

提案書類等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時に反映するものとする。ただし、優先交渉権者と工事の詳細内容の協議を行い、本工事の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権者との協議により仮契約締結段階において項目を追加、変更及び削除を行うことがある。また、これにより、提案見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整をすることがある。

③契約保証金

本契約の締結にあたっては、契約金額の100分の10以上の額の契約の保証を必要とする。ただし、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号）第127条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除とする。

ウ プロポーザル参加に伴う費用負担

プロポーザル参加者のプロポーザル参加に係る費用については、全てプロポーザル参加者の負担とする。

5 失格条件

プロポーザル参加者が、請負契約を締結するまでの間に、次に掲げる事由に該当した場合は、参加資格及び優先交渉権者の決定を取り消す。

- ア 参加資格等に不適合が認められたとき又は参加資格要件を満たしていないとき
- イ 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ウ 提出書類が提出期限までに提出されないとき
- エ 「4-(4) プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件」に該当しなくなったとき
- オ 談合その他の不正あるいは公平性を欠く行為があったとき
- カ 見積限度額を超える金額で見積書を提出したとき

6 その他公募型プロポーザルの実施に必要な事項

(1) 情報の公表

本市ホームページにおいて行うものとする。

(2) 担当窓口

本件についての担当窓口は、下記のとおり。

田原市 市民環境部 廃棄物対策課 資源循環係 / 担当：河口、佐野

住 所：〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1（田原市役所南庁舎2階）

TEL：0531-23-3538（直通）

FAX：0531-23-1832

メール：haikibutsu@city.tahara.aichi.jp